事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域(主な業種:卸小売業、宿泊飲食サービス業、生活関連サービス業)において、最大で5mの浸水が予想されているほか、市街地の50%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。また、米ノ津川下流にあたる米ノ津橋周辺地域(主な業種:小売業、飲食業)では、2階建ての家の軒下まで浸かる5mの浸水が多く想定されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の朝熊、武本地域一帯(主な業種:建設業)は、急傾斜地の崩壊が生じる恐れのあるエリアとなっており、広域農道の北薩おれんじロードや九州新幹線に影響を与え、交通網が遮断され、住民が取り残されたり、物流が滞る可能性がある。

(地震及び津波: J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は、市の大部分で26%以上100%未満となっているが、一部の地域では、6%以上26%未満となっている。

また、鹿児島県が実施した「鹿児島県地震等災害被害予測調査」(平成 26 年 2 月)によると、本市においても、熊本県南部を震源とする地震により、最大津波高 2.19mの津波が想定されているほか、今後 30 年間における発生確率が 70%~80%と言われている南海トラフ地震においても、最大津波高 1.87mの津波が想定されている。

(その他)

市内の米ノ津川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成 18 年 県北豪雨災害においては、大雨、洪水、床上、床下浸水など、広い範囲に多大な被害を 及ぼした。この豪雨により、当市では、浸水戸数が 1,3 0 5 件(床上、床下)、浸水 面積が 2 8 7~クタール(宅地、耕地)となり、大規模な災害となった。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,546人(令和元年11月現在)

・小規模事業者数 1,197人(令和元年11月現在) [資料: 平成28年度経済センサス]

	業種	商工業者数	備考(事業者の立地状況)
商工業者	小売・卸売業	400社	米ノ津川沿いに多い
	宿泊飲食業	235社	本町、川端通り沿いに多い
	生活関連サービス業	227社	市内に広く分布している
	医療福祉業	172社	市内に広く分布している
	製造業	154社	平和町、工業団地に多い
	建設業	151社	市内に広く分布している

〔資料: RESAS 地域分析システム〕

(3) これまでの取組み

- 1) 当市の取組み
 - ・防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・防災備品の備蓄
- 2) 当会の取組み
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催
 - ・出水市内損害保険会社と連携した損害保険の加入推進
 - ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食、救急薬品等)を備蓄
 - ・出水市が実施する防災訓練への参加及び協力

Ⅱ 課題

出水市において過去には、H18 年県北豪雨災害等の大規模災害で、多数の人的被害が出るなど、地理的な災害リスクを背負っている。しかしながら、現状では、緊急時の取組みについて 漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と出水市との間における被害情報報告 ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を 平時から構築する。

その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日~令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と出水市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・平成30年2月に策定された、出水市地域防災計画をもとに、発災時に混乱なく応急対応策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の リスク及びその影響を軽減するための取組みや対策(事業休業への備え、水災補償等 の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険 の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。【事業者BCP策定件数の目標:5件/年】
- ・事業継続の取組に関する専門家(個別指導目標3件/年)を招き、小規模事業者に対する 普及啓発セミナー(1回/年)や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

・当所は、令和元年事業継続計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ市内損害保険会社や専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象 とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関(金融機関等)への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認 【事業者BCP策定後のフォローアップ件数の目標:5件/年】
- · 毎年度、出水市事業継続力強化支援協議会

【構成員:当所(法定経営指導員の参画を含む)出水市】を年1回4月に開催し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。

また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に 反映させるとともに、HPや会報(年 1 回)へ掲載することで、地域の商工業者等 が常に閲覧可能な状態とする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのう えで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務受持の可否、大まかな被害状況。)

2) 応急対策の方針と決定

- ・当所と出水市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出 勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。 (被害の目安は以下を想定)

	・地区内10%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガ
	ラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生してい
	る。
大規模な被害が	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の
ある	全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、も
	しくは、交通網が遮断されており、確認ができな
	۷١°
	・地区内1%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラ
	スが割れる」等、比較的軽微な被害が発生してい
被害がある	る。
	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物
	の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。

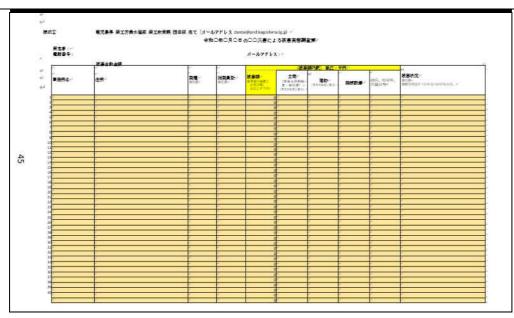
	・目立った被害の情報が無い。	
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものと考える。 ・本計画により、当所と出水市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

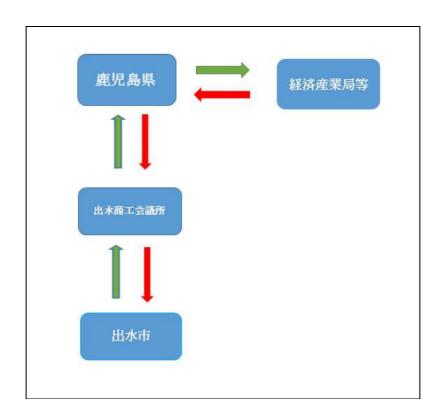
発災後 ~ 1週間	1日に1回共有する
1週間 ~ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ~ 1か月	2日に1回共有する
1か月 以降	7日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円 滑に行うことのできる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と出水市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当所は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当所より県の商工政策課へ報告する。



・当所と出水市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法(下図)にて当所より鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、出水市と相談する(当所は国の依頼を受けた場合は、 特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について地区内小 規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

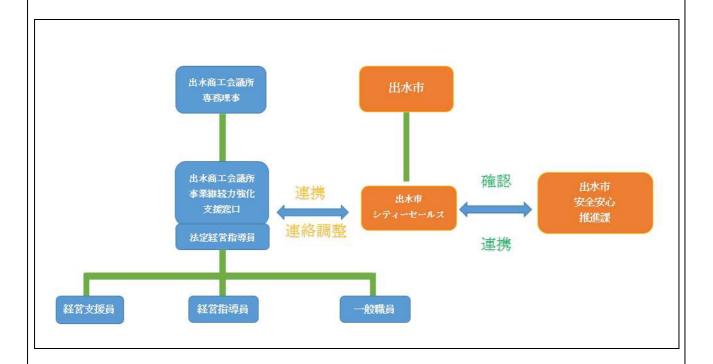
※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年11月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員(以下「法定経営指導員」という。)による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 田上 拓郎

(連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

出水商工会議所 中小企業相談所

₹899-0205

鹿児島県出水市本町7番16号

T E L : 0 9 9 6 - 6 2 - 1 3 3 7 F A X : 0 9 9 6 - 6 3 - 0 5 5 2 E-mail : so-mu@izumi-cci. or. jp

②関係市町村

出水市役所 産業振興部シティセールス課

₹899-0292

鹿児島県出水市緑町1番3号

TEL: 0996-63-4040FAX: 0996-63-1331

E-mail: cs_c@city.izumi.kagoshima.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0
・協議会運営費・セミナー開催費・パンフ、チラシ作成費	5 0 2 5 0 1 0 0				

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、鹿児島県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	AND THE TOTAL TO WITH A CONTINUE OF A	
	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所	
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	連携して実施する事業の内容	
1		
2		
3		
	連携して事業を実施する者の役割	
1		
2		
3		
•		
	連携体制図等	
1		
2		
3		
3		
3		
3		
3		